令和4年度

緑化樹配付事業のごあんない

植えてみませんか?育ててみませんか?



大阪府は市町村と協力して緑化樹の無償配付を実施します。

多くの方の目に触れる場所(敷地の接道部や コミュニティースペースなど)で地域の方々が 協同で行う緑化活動が対象です。 こんな樹木を配付します!

<u>例えば・・・</u> こんな場合に樹木の 配付が受けられます!

住宅地で...

住宅地やマンションなどを自 治会や町内会の皆さんが協同 で緑化するとき。

学校で...

学校、幼稚園などでPTAの皆さんが協同で緑化するとき。

近くの公園で...

近くの公園や公共の場を地域の皆さんが協同で緑化するとき。

工場で

快適な職場環境をつくるため、 工場を社員の方や地域の皆さん が協同で緑化するとき。

	配付時の 樹木の高さ	
高木	約 1.5m	キンモクセイ、サザンカ、ヤマモモ、イロハモミジ、コブシ、サルスベリ、 セイヨウカナメ(レッドロビン)、ソメイヨシノ、ハクモクレン、ハナミズキ(白花)、 ハナミズキ(赤花)、ヤマザクラ 以上 12種類
低木	約 0.3mから 0.5m	アオキ、クチナシ、サツキ、シャリンバイ、ツゲ、ヒラドツツジ、ユキヤナギ、 アジサイ、カンツバキ 以上 9種類
植つる	約 0.2mから 0.3m	キヅタ、ナツヅタ、ツキヌキニンドウ、テイカカズラ、モッコウバラ(以上)5種類

注意

- 1箇所あたり高木2本以上の申請が配付条件です。
- 低木・つる植物だけでの配付は行いません。必ず高木と併せて申請してください。
- ・低木・つる植物の配付本数は、高木1本あたり5本以内とします。
- 配付した樹木は、地植えもしくは大型プランター※に植え付けてください。※プランターの容量は 100 リットル以上とします。
- ・樹種は変更する場合があります。



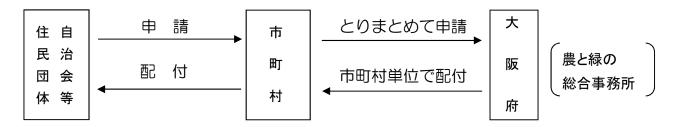
樹木の配付を受けるには...



令和4年6~8月頃に、各市町村の広報媒体(ホームページや広報・配布チラシ等)をご確認のうえ、<u>各市町村の緑化担当課</u>に申し込んでください。



申込みの締切り日は各市町村によって異なりますので、 必ず事前に最寄りの市町村(緑化担当課)へ確認してください!



(注意事項)

- <u>配付本数には限りがあるため、配付ができない場合や、ご希望の樹種や本数をお渡し</u> できない場合があります。
- 申請後の樹種及び本数の変更は原則できません。
- 住民や社員、PTA などの皆さんが協同して行う緑化が対象となります。 植栽を業者だけで実施するなど、協同緑化でないものは対象となりません。
- 配付された樹木は皆さんのものです。植え付けや管理は、 配付の申し込みをされた皆さんで責任をもって実施してください。
- ・樹木を受け取り、植え付けされましたら、配付された樹木の写真を 実績報告書として提出をお願いします。

なお、写真の撮影は以下の点を踏まえ、実施してください。

- 1. ①植栽前 ②植栽活動中 ③植栽後に活動された皆さんの集合写真を撮影する。
- 2. 配付された樹木がすべて確認できるように撮影する。
- 3. 写真は必ず「みどりの基金」のロゴとともに撮影する。
- ・樹木の植栽場所(施設名)や団体名を、実績報告書やホームページで 公表することがありますので、あらかじめご了承ください。

緑化樹の配付時期について



令和5年2月から3月頃に各市町村が指定する場所で配付をいたします。 詳しくは各市町村の緑化担当課までおたずねください。



大阪府環境農林水産部 みどり推進室 みどり企画課 都市緑化・自然環境グループ

〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 22 階 TEL 06(6210)9558